

川根本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 重要事項説明書

当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

(1) 名称等

名 称	社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会
所 在 地	〒428-0415 静岡県榛原郡川根本町上岸90番地
電 話 番 号	0547-59-2315
代 表 者 職	会 長
代 表 者 氏 名	小澤敦夫

事 業 所 の 名 称	川根本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
事 業 所 の 所 在 地	〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾990番地
電 話 番 号	0547-56-1809
管 理 者 氏 名	森脇あやの
介護保険事業者番号	2275500128
指 定 年 月 日	平成17年9月20日
交 通 の 便	大井川鉄道田野口駅から車で5分、徒歩30分
サービスを提供する 通常地域	川根本町全域

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤 務 形 態	保 有 資 格 の 内 容
管 理 者	1人	常勤兼務	主任介護支援専門員、介護福祉士
介護支援専門員	4人	常勤専従2人 常勤兼務2人	介護福祉士、社会福祉主事、社会福祉士

(3) 営業日及び受付時間

営 業 日	月曜日から金曜日。土・日曜日、祝日については相談の上、対応します。 (ただし、12/29～翌年1/3を除く。)
受 付 時 間	8時15分～17時

(4) 居宅支援利用対象者及び担当者数

利 用 対 象 者	要介護1～要介護5に認定された方
担 当 者 数	介護支援専門員1人当たり40名

2. 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	内 容 ・ 方 法 等
居宅サービス計画の作成	・ 利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	・ 利用者及びその家族等、指定居宅介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。 ・ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または支援事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、支援事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
サービス事業者との連絡調整	・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行います。
介護保険施設への紹介	・ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項 目	内 容 ・ 方 法 等
サービス提供困難時の対応	・ 事業者は、通常の実施地域を勘案し、自ら適切な居宅介護支援の提供が困難であると認めたときは、利用者に他の支援事業者を紹介します。
サービスの質の向上のための方策	・ 事業者は、介護支援専門員の質的向上、又はサービス内容の資質向上のため、採用後に研修を行い、その後も継続的な研修を行っています。
介護支援専門員を交替する場合の対応	・ 事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

	・選任された介護支援専門員の変更を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。
プライバシーの遵守	・事業者、介護支援専門員及び事業所の使用する者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を保持し正当な理由なく第３者に漏洩しません。（守秘義務）
事故発生時の対応	・事業者は居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに町、家族に連絡を行い必要な措置を講じます。 ・事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
その他	・事業者は利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、これを契約終了後２年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付します。 ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

３．利用料金

（１）利用料

原則としてあなたには利用料を請求しません。

ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載）があったときは、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただきます。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、川根本町の窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

サービス内容	利用料
居宅介護支援 要介護１・２	１２，７４２円
居宅介護支援 要介護３・４・５	１６，５６７円

(2) 加算事業（利用者への請求はなく全て保険で対応）

加算名	算定条件		算定金額	
初回加算	新規サービス提供時		3, 0 6 3 円	
入院時情報連携加算	入院当日に情報提供		2, 5 5 2 円	
	入院後 3 日以内に情報提供		2, 0 4 2 円	
退院・退所加算	病院等の職員と面談し、情報提供を得る (但し、入院又は入所期間中につき1回までとし、初回加算とは併用不可)	連携 1 回	カンファレンス不参加	カンファレンス参加
		連携 2 回	4, 5 9 4 円	6, 1 2 6 円
		連携 3 回	6, 1 2 6 円	7, 6 5 7 円
緊急時居宅カンファレンス加算	病院関係者と自宅へ訪問 (1 人 1 回 1 日 2 回)		2, 0 4 2 円	

(3) 交通費（実費を徴収いたします。）

川根本町にお住まいの方	無 料
川根本町以外にお住まいの方	(1) 片道概ね10km未満 1, 0 0 0 円 (2) 片道概ね10km以上 1, 5 0 0 円

(4) 利用料金の支払方法

あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月 20 日までに前月分の請求をしますので、当月末日までにお支払いください。

支払方法は、下記の 3 通りの中から、ご契約の際に選択してください。

支払方法	利用金融機関等
ア. 現金払	川根本町社会福祉協議会窓口
イ. 銀行振込	島田掛川信用金庫川根支店 普通預金 0 2 0 6 9 2 2 社会福祉法人川根本町社会福祉協議会 会長 小澤敦夫
ウ. 金融機関口座引き落とし	島田掛川信用金庫各支店、大井川農協各支店、郵便局、 その他の金融機関

前記 (3) の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

4. サービスの終了について

(1) あなたの都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料をいただきます。

ア. 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、又は町へ介護サービス計画の届け出を終了後にあなたの申し出により解約した場合	居宅介護支援 要介護 1・2	12,742円
	居宅介護支援 要介護 3・4・5	16,567円
イ. その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせる場合	ア. に準じた解約料	

(2) 事業者は、利用者又は家族が本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約できます。

(3) 事業者は、やむをえない事情がある場合（人員不足等）利用者に対し、契約終了1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(4) 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了又は凍結します。

- ①利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- ②利用者の介護保険区分が、非該当（自立）又は要支援と認定を受けた場合
- ③利用者が死亡した場合

5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽に御相談ください。

(1) 苦情の受付

苦情受付窓口（担当者）	介護支援専門員 鈴木 充子、森脇あやの、小坂 雅子、村上 法子
電話番号・FAX	TEL 0547-56-1809、FAX 0547-56-1879
受付時間	月曜日から金曜日。土・日曜日、祝祭日については相談の上、対応します。（ただし、12/29～翌年1/3を除く。） 8：15～17：00

(2) 第三者委員

本会では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からサービスに対するご意見などを頂いています。苦情やご意見は「第三者委員」に相談することができます。

名 前	連 絡 先	
八 木 朝 子	榛原郡川根本町地名200-5	TEL：0547-56-0788
鈴 木 長 生	榛原郡川根本町田野口1034-1	TEL：0547-56-1531

(3) 行政機関その他苦情受付機関

川根本町役場福祉課 長寿介護室	所在地	榛原郡川根本町上長尾627
	電話番号・FAX	TEL 0547-56-2234 FAX 0547-56-1117
	受付時間	毎週月～金（祝祭日及び12月29日～翌年1月3日を除く。）8：15～17：15
川根本町役場総合支所 窓口業務室	所在地	榛原郡川根本町千頭1183-1
	電話番号・FAX	TEL 0547-58-7070 FAX 0547-59-3116
	受付時間	毎週月～金（祝祭日及び12月29日～翌年1月3日を除く。）8：15～17：15
静岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	静岡市葵区春日三丁目4番34号
	電話番号・FAX	TEL 054-253-5590 FAX 054-253-5589
	受付時間	毎週月～金（祝祭日及び12月29日～翌年1月3日を除く。）9：00～17：00

令和 年 月 日

(事業者)

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項の説明をしました。

所在地 静岡県榛原郡川根本町上長尾 9 9 0 番地

名 称 川根本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

説明者 介護支援専門員

印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

住 所 静岡県榛原郡川根本町

氏 名

印

(家族代表)

住 所 静岡県榛原郡川根本町

氏 名

印

個人情報使用同意書

1 使用する目的

- ① 使用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員とサービス提供事業者との連絡調整等において必要な場合
- ② 居宅サービス計画の作成にあたりアセスメントや状況把握のために、市町村より要介護認定等情報資料を求める場合
- ③ 医療機関より医療情報を求める場合

2 使用する事業者の範囲(居宅サービス計画に定められた事業者)

利用者が係る市町、保険、福祉事業者等

3 使用する期間

当事業所で居宅介護支援のサービスを受けている期間に準じる

4 条件

- ①個人情報の取得や提供は最小限とし、提供にあつては関係者以外の者に漏れることの無いよう細心の注意を払うこと
- ②個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

指定居宅介護支援事業所

名 称 社会福祉法人 川根本町社会福祉協議会

代表者 会長 小澤 敦夫

利用者

住所 静岡県榛原郡川根本町

氏名

印

家族代表

住所 静岡県榛原郡川根本町

氏名

印